



2026年4月30日

各 位

会社名 東京電力ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 小早川 智明
(コード番号 9501 東証プライム市場)
問合せ先
経理室決算統括グループマネージャー 林 正範
(TEL 03 - 6373 - 1111)

特別損益の計上及び通期連結業績予想と実績との差異に関するお知らせ

2026年3月期（2025年4月1日～2026年3月31日）におきまして、下記のとおり特別損益を計上いたしますので、お知らせいたします。

また、2026年1月26日に公表いたしました2026年3月期通期連結業績予想値と本日公表の実績に差異が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特別利益の計上

(1) 関係会社株式売却益

1,030億円計上いたします。

※株式会社関電工の一部株式売却等による売却益であります。

同社株式売却の詳細については、2026年2月2日、2月16日、3月19日に公表しておりますプレスリリースをご参照ください。

(2) 原賠・廃炉等支援機構資金交付金

「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）の規定に基づく資金援助額の変更を申請したことから、818億円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金として計上いたします。

2. 特別損失の計上

(1) 災害特別損失

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失について、2025年7月23日に開催された原子力損害賠償・廃炉等支援機構の燃料デブリ取り出し工法評価小委員会において、燃料デブリ取り出しに係る準備作業のあり方が示されたことなどを踏まえ、新たに見込まれる取り出し準備の作業費用等を災害特別損失として9,138億円計上いたします。（第3四半期連結累計期間の計上額は9,056億円）

(2) 原子力損害賠償費

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、原子力損害賠償紛争審査会で決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等に基づく賠償見積額と、前連結会計年度の見積額との差額827億円を原子力損害賠償費として計上いたします。（第3四半期連結累計期間の計上額は706億円）

3. 通期連結業績予想と実績との差異について

2026年3月期 通期連結業績予想数値と実績との差異（2025年4月1日～2026年3月31日）

	売上高	営業損益	経常損益	親会社株主に帰属 する当期純損益	1株当たり 当期純損益
前回発表予想（A）	百万円 6,462,000	百万円 228,000	百万円 277,000	百万円 △641,000	円 銭 △400.11
実 績（B）	6,328,574	337,689	417,326	△454,263	△283.51
増 減 額（B－A）	△133,426	109,689	140,326	186,737	
増 減 率（％）	△2.1	48.1	50.7	－	
（参考）前期連結実績 （2025年3月期）	6,810,391	234,452	254,443	161,278	100.67

○差異の理由

売上高は、卸販売電力量の減少などにより、前回予想値を下回りました。

営業損益及び経常損益は、燃料費等調整制度の期ずれ影響が好転したことや費用低減のための合理化など継続的な収支改善に努めたことなどにより、前回予想値を上回りました。

親会社株主に帰属する当期純損益は、経常損益の影響や1. 及び2. に記載した特別損益の計上などにより、前回予想値を上回りました。

以上

特別利益の内訳

内 訳	金額
○関係会社株式売却益	1,030億円
○原賠・廃炉等支援機構資金交付金	818億円
合 計	1,849億円

特別損失の内訳

内 訳	金額
○災害特別損失	9,138億円
○原子力損害賠償費	827億円
合 計	9,966億円

原賠・廃炉等支援機構資金交付金と原子力損害賠償費の状況

	2026年3月13日 申請時点の累計額	2025年3月3日 申請時点の累計額	2026年3月期
原賠・廃炉等支援 機構資金交付金	(A) 8兆3,692億円	(B) 8兆2,873億円	(A)-(B) 818億円

	2026年3月期末 の累計額	2025年3月期末 の累計額	2026年3月期
原子力損害賠償費※	(C) 8兆3,751億円	(D) 8兆2,923億円	(C)-(D) 827億円

原賠・廃炉等支援機構資金交付金 (2026年3月期末時点の未申請額)	35億円
---------------------------------------	------

※ 資金交付の対象とならない額が含まれている

「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について（平成25年10月16日：会計検査院報告）」において、当社に対し、「原子力損害賠償支援機構資金交付金（現：原賠・廃炉等支援機構資金交付金）について、資金交付に係る資金援助の申込みをもって収益を認識し、計上することとする会計方針が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、また、機構法が資金援助の申込みから決定までの手続を定めている趣旨とも整合していることについて十分な説明を行う」との所見が示されております。

そのため、当社はこれを真摯に受け止め、2012年3月期第2四半期決算時から継続して踏襲している資金援助に係る収益認識の考え方等について、ご理解を深めていただくため、以下の通りご説明いたします。

【2026年3月期（2025年4月1日～2026年3月31日）】

1. 資金援助に係る収益認識の考え方について

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害については、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助を受け、被害を受けられた皆さまに賠償することとしているが、原子力損害賠償紛争審査会で決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等に基づく賠償見積額が増加したことから、2026年3月13日、同日時点の額に資金援助額を変更する申請を行い、同年3月31日、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）から資金援助の決定を受けた。

申請にあたっては、資金援助の内容や額について、機構と調整していることや、機構法の趣旨などを勘案すれば、申請を行った時点で、原賠・廃炉等支援機構資金交付金を受け取る起因が発生しており、実質的に収益が実現していることから、申請日の属する期において原賠・廃炉等支援機構資金交付金として818億円を計上している。

2. 原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償費について

原賠・廃炉等支援機構資金交付金818億円は、2026年3月13日時点の資金援助額と、2025年3月3日時点の資金援助額との差額である。

なお、原子力損害賠償費827億円は、当年度末時点の賠償見積額と、前年度末時点の賠償見積額との差額である。

以上